

婦団連ジェンダー平等推進ニュース

2025年4月15日 NO. 1

Tel.03-3401-6147 Fax.03-5474-5585
email:fudanren@cocoa.ocn.ne.jp

実効ある第6次男女共同参画基本計画の策定を 求める要請！

4月11日、婦団連は、政府が年内に策定する第6次男女共同参画基本計画が、ジェンダー平等社会を推進する実効あるものとなるよう要請をおこないました。要請には、内閣府はじめ総務省、厚労省、外務省、子ども家庭庁、財務省、文部科学省、法務省から31人、婦団連17人、国会議員2人の参加がありました。

冒頭、要請文書の手交をおこない、小畑雅子会長はあいさつで、ジェンダー平等の実現に向けて、憲法と国連女性差別撤廃委員会からの勧告を生かした実効ある計画を策定することを強く求めました。加盟団体の参加者からは、実態にもとづく根拠を示しながら、切実な要望が次々と発言されました。日本共産党より倉林明子参議院議員と田村貴昭衆議院議員が参加され、激励のあいさつがありました。



小畑会長は、あいさつの中で要請項目に関わって第1に、憲法をいかし、平和であってこそ女性の人権が守られ、男女共同参画社会が実現されるということ、計画の前提条件として位置付けること。

第2に、昨年10月30日に国連女性差別撤廃委員会から出された第9回日本報告に関する勧告を生かした計画にすること。第3に、計画を実効あるものとするためには、推進状況をモニターし、評価し、フィードバックしていく機関を置くこと。また、実効ある計画とするためには、施策を推進するための予算が十分に確保されること。第4に、計画策定段階において、女性、市民団体からのヒアリングなどを早急に行い、夏にも取りまとめるとされている「素案」に反映させることを要望しました。

加盟団体からは、次々と要望が伝えられました。国公労連女性協から、「昇格に転居・移動をとまなうものは間接差別であり、管理職の登用が進まない大きな要因です。一刻も早く登用を進める施策をおこなうこと。」

全労連女性部からは、「現行法では事業主の雇用管理上のハラスメント防止義務があるが罰則規定がなく、職場での対策が不十分であり、被害者は多くが相談もできず泣き寝入りをしている。包括的ハラスメント禁止法の制定と、ILO190号条約の批准を求める。」

新日本婦人の会からは、「ネットのアクセスでアダルト広告など性暴力を助長する広告が蔓延しており、子どもたちが授業で使用するタブレットでも容易にアクセスできるなど広告の規制対策が必要である。沖縄の性暴力被害は、戦後350件以上との報道があるように深刻な被害が続いておりなかったことにしないほしい。日本軍『慰安婦』問題は、戦争犯罪と人道に対する被害は期限がないとの立場で臨んでほしい。」

婦団連から「望まぬ妊娠を防ぐためにも、緊急避妊薬の処方箋なしでの薬局での販売を安価な値段で扱う店舗を広げてほしいこと。自分の体のことを自分で決められるよう、母体保護法の配偶者同意の撤廃を。」

婦団連から「日本の貧困率15.4%、高齢女性は44.1%、シングルマザーは5割の貧困率。この原因は、女性の非正規雇用率の高さと男女賃金格差にあり、年金にも影響し低賃金・低年金がいのちに関わる状況にもある。高齢女性、シングルマザーの実態調査をしてほしい。物価対策としての消費税減税、インボイス廃止を。生活費非課税。年金のマクロ経済スライドの廃止。最低保障年金制度の導入。高額療養費の撤回。訪問介護事業所の報酬をもとに戻してほしい。」

全婦協は、「家族従業者の労働を認め、所得税法第56条を廃止すること。家族従業者の多くは女性であり、労働を認めないことで所得証明が得られないため不利益を被っており、人権侵害である。国への第56条廃止を求める地方議会意見書は、579議会となっている。」農民連女性部から「第56条があるため、家族従業者の労働が認められず国民健康保険の傷病手当、出産手当の支給がない、ローンが組むことができないなど事業継承ができない。青色申告では家族従業者の経費を認め、白色申告では認めていない。零細事業への差別でもある。家父長制の名残である第56条の廃止を。」

全教女性部からは「第6次計画では、教育とメディアの抱き合わせ項目でなく、教育は独立した項目とすること。教職員の長時間過密労働により、妊娠出産育児介護などの家庭内ケア労働と仕事の両立が阻害されていることは早急に改善が必要。教員の働き方の改善には、少人数学級の前進と教職員定数増が必要。包括的性教育の推進により、すべての子どもたちの性に対する科学的知識と正しい認識を持てるようにすること。」

新日本婦人の会は「名前は個人のアイデンティティーであり、別姓、同姓を選ぶことのできる『選択できる権利』、個人の尊厳を私たちの手にもどしたい。」

婦人民主クラブは「女性差別撤廃条約選択議定書は189カ国中115カ国が批准。外務省は、司法に係る問題があり検討しているとの回答ばかり。20年以上検討が続いている。早期批准を求める地方意見書は、368議会となっており、速やかに批准を。」

省庁からは、内閣府が6次計画策定に向けて、総務省が供託金について、厚労省が男女賃金差異・ハラスメント対策、緊急避妊薬・経口妊娠中絶薬など、外務省からWPS、選択議定書について回答がありました。

以下が、要請書の要請項目となります。

ジェンダー平等社会の推進のために実効ある第6次男女共同参画基本計画の策定を求める要請書

記

1. 憲法をいかし、平和であってこそ女性の人権が守られ、男女共同参画社会が実現されることを、第6次男女共同参画基本計画の前提条件として位置づけること。平和構築のプロセスへの女性の参画の重要性を明記すること。
2. ジェンダー格差を解消し、ジェンダー平等を実現する実効ある第6次男女共同参画基本計画策定に向け、下記事項を盛り込むこと。
 - (1)政策・方針過程への女性の参画について、目標をパリティ (50:50) とすることを明記し、目標を達成するための実効ある方策を計画に盛り込むこと。とりわけ、女性が国会議員に立候補するための300万円の供託金減額を実現すること。
 - (2)男女賃金格差是正、全国一律最低賃金制の確立、均等待遇、間接差別の定義拡大など、働く場におけるジェンダー格差の解消施策をすすめること。包括的ハラスメント禁止法を制定するとともに、ILO190号条約を批准すること。
 - (3)女性に対するあらゆる暴力の根絶の施策を拡充すること。女性に対する暴力・人権侵害への対応を問われる日本軍「慰安婦」問題の解決を行うこと。沖縄の米兵による性暴力、ジェンダーにもとづく暴力を防止し、適切に処罰するための適切な措置を盛り込むこと。
 - (4)セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利、SRHR) にかかわり、緊急避妊薬、経口中絶薬へのアクセスをしやすくすること。人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者の同意要件を撤廃する法改正を行うこと。
 - (5)女性の貧困の原因となっている女性の低賃金、低年金問題の解決のための施策を盛り込むこと。また、医療・介護・年金の改悪をやめ、社会保障・社会福祉を拡充すること。
 - (6)差別的法規である所得税法第56条を廃止すること。
 - (7)独立した分野として、教育の課題を位置づけること。教育を受ける権利を保障するにたる教職員配置を実現するために、教職員定数改善を盛り込むこと。包括的セクシュアリティ教育を教育課程に位置づけること。
3. 第6次男女共同参画基本計画を推進するための機関を位置づけ、すべての施策推進のために十分な予算を確保すること。
4. 計画策定段階において、女性、市民団体からのヒアリングを行い、「素案」に反映させること。「素案」に対するパブリックコメントについては、十分な期間をとり、ていねいな周知を行ったうえで、パブリックコメントの結果を公表し、その内容を第6次基本計画に反映すること。
5. 女性差別撤廃委員会からの総括所見において、フォローアップ項目に挙げられた夫婦別姓制度の導入について、第6次計画を待つことなく実現すること。
6. 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を、第6次計画を待つことなく速やかに行うこと。



ジェンダー4 署名を至急、婦団連へ！

署名集約 第1次締め切り 4月11日 (金)

署名集約 第2次締め切り 5月9日 (金)

以下に、活用、提出します。

① 5月8日 (木) ジェンダー4 署名紹介議員要請

② 5月21日 (水) 署名提出行動